

神奈川県地域包括ケア会議の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域包括ケア会議（以下「地域包括ケア会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 地域包括ケア会議は、単独市町村等では解決できない課題等、広域的な視点から支援を行うことを目的として、「神奈川県地域包括ケア会議」を設置する。

(所掌事項)

第3条 地域包括ケア会議は、次に掲げる事項を掌握するものとする。

- (1) 地域における医療と介護の連携に関すること
- (2) 地域包括ケアシステムに関すること
- (3) 地域が抱える医療・介護の情報や問題の把握及び共有化に関すること
- (4) 広域的で援助が困難事例の検討について
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるもの

(構成員等)

第4条 委員会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険事業者、市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所長、学識経験者等で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 地域包括ケア会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域包括ケア会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 地域包括ケア会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 地域包括ケア会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域包括ケア会議の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。